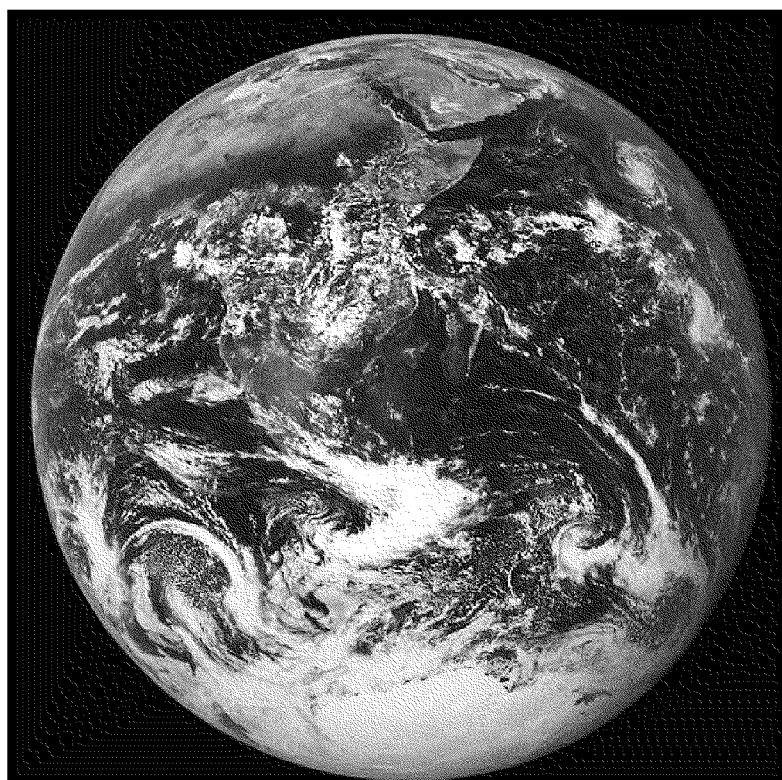


# 白井市地球温暖化防止対策 実行計画

(2010年度から2014年度)



2010年3月  
白井市

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画改定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象範囲	3
6. 本実行計画において対象とする温室効果ガス	5
7. 市の事務・事業等における温室効果ガスの現状	6
7-1. 温室効果ガス排出量の比較	6
7-2. 基準年度における使用量等	7
7-3. 基準年度における施設別・温室効果ガスの種類別排出状況	8

## 第2章 目標

1. 温室効果ガス削減目標	9
2. 温室効果ガス排出量削減に向けた個別目標	10

## 第3章 排出抑制するための直接的な取組み事項

1. 取組みのための実施事項	12
----------------	----

## 第4章 排出抑制するための間接的な取組み事項

1. 取組みのための実施事項	13
----------------	----

## 第5章 計画の推進と点検・評価・見直し

1. 推進体制	15
2. 職員に対する研修	17
3. 点検・評価・公表	17
4. 見直し	18
5. 実行計画推進フロー図	19

## 第6章 市民・事業者の取組み

1. 市民・事業者への取組み内容	20
------------------	----

参考 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）・・・25

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画改定の背景

#### (1) 地球温暖化問題

地球環境問題は、地球温暖化をはじめ 多様性の減少、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、海洋汚染、砂漠化、有害物質の越境移動、開発途上国の公害問題などが挙げられます。

とりわけ、地球温暖化の問題は、人類の生活や社会・経済活動によるものであり、資源やエネルギーを効率良く利用する努力を行うとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式そのものを見直す必要があり、現在 全世界共通の緊急を要する環境問題となっています。

#### (2) 国際的な動きと日本の対応

地球温暖化に関する対策として国際的には、1992年(平成6年)に気候変動に関する国際連合枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議(地球サミット)では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。

また、これを受けて締結国会議が第1回目のドイツのベルリン(COP1)から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、京都議定書が採択されました。

この中で、日本については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

なお、2009年12月現在、日本においては、京都議定書の次の目標値として2020年までに1990年レベルから25%削減することを宣言し、チャレンジ25キャンペーンを展開していくとされています。

#### (3) 本市の地球温暖化防止に関する取組み

本市においては、1998年(平成10年)1月にISO14001を認証取得し、環境マネジメントシステムを活用することで、「地球温暖化防止」と「環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会づくり」を目指し、地球温暖化防止対策に早くから取組んできました。

また、行政自らが率先行動計画を策定し、実践していくこと及び地域の事業者や住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援といった地域に密着した施策を進めていく必要があ

るため、その環境マネジメントシステムを活用し、「白井市地球温暖化防止対策実行計画」（以下「実行計画」といいます。）を2004年（平成16年）度に第1期、2007年（平成19年）度から第2期として策定し、併せて取り組んできました。

この計画は、認証を返上したISO14001の環境マネジメントシステムを踏まえて、第5章計画の推進と点検・評価・見直しにより取り組むこととしています。

## 2. 計画の目的

この実行計画は、市の事務・事業の中で、環境保全に関して配慮すべき具体的事項を定め、省エネルギーなどを推進することにより、温室効果ガス総排出量を2008年度（平成20年度）基準に2014年度（平成26年度）までに5%削減を図ることを目的としています。

## 3. 計画の位置づけ

本実行計画は、白井市環境基本計画第4章に位置づけている個別環境施策の地球環境保全対策の推進を基礎とし、改定「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」（事務事業編）として位置づけ、同法律の「地球温暖化対策に関する基本方針」に基づき、地球温暖化防止対策を積極的に推進するための計画とします。

図1は、「白井市環境基本計画」と「実行計画」の関係を示したものです。

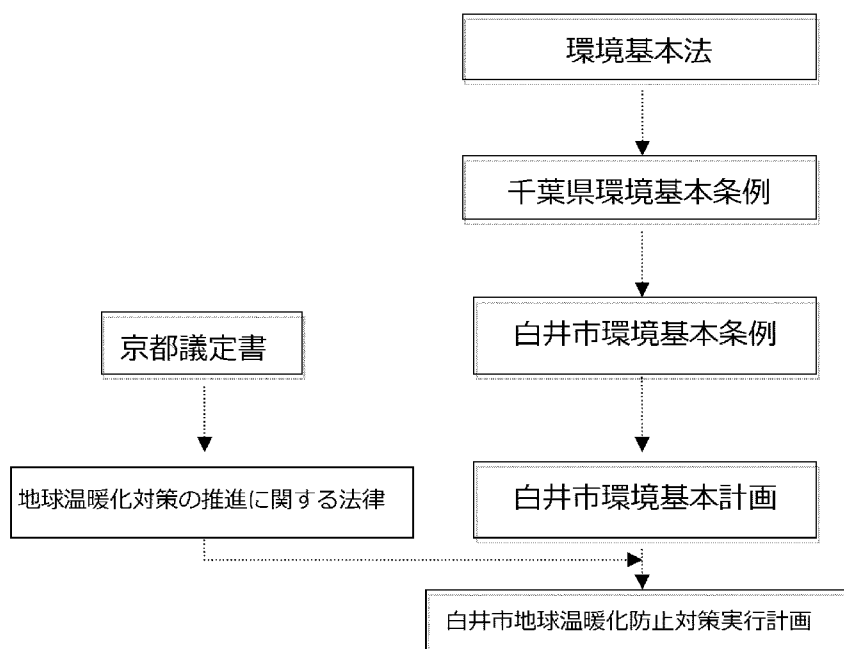


図1 「実行計画」の位置づけ

#### 4. 計画の期間

今回改訂した計画の期間は、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までの5年間とします。

また、基準年度については、2008年度（平成20年度）の温室効果ガス排出量を基準として削減目標等を定め、期間内2014年度（平成26年度）までに目標を達するものとします。

#### 5. 計画の対象範囲

対象とする事務・事業は、次の表1に示す市の組織及び施設における全ての事務・事業を対象とします。

また、委託等により実施する事務・事業で、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

表1 対象とする事務・事業

区 分	組 織・施設等
市本庁舎	・総務部（総務課・秘書広報課・財政課・管財契約課・企画政策課・課税課・収税課） ・市民経済部（市民活動支援課・市民課・市民安全課・農政課・商工振興課・市民課） ・健康福祉部（保険年金課） ・環境建設部（都市計画課・建築指導課・道路課・環境課・上下水道課） ・教育部（教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育センター室） ・会計課・議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・
保健福祉センター	・健康福祉部（社会福祉課・高齢者福祉課・児童家庭課・保健福祉相談室・健康課） ・こども発達センター ・身体障害者福祉センター ・地域包括支援センター
文化センター	・教育部（文化課） ・文化会館（ホール）・図書館・プラネタリウム館・郷土資料館

出先機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白井コミュニティセンター</li> <li>・西白井複合センター</li> <li>・白井駅前センター（市民活動推進センター）</li> <li>・公民センター</li> <li>・桜台センター</li> <li>・学習等共用施設</li> <li>・学校給食共同調理場</li> <li>・福祉センター</li> <li>・高齢者就労指導センター</li> <li>・農業センター</li> <li>・白井運動公園事務所</li> <li>・社会体育施設</li> <li>・市民プール</li> <li>・七次ポンプ場</li> </ul>
保育園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清水口保育園（子育て支援センター）・南山保育園（子育て支援センター）・桜台保育園</li> </ul>
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校（白井第一小学校・白井第二小学校・白井第三小学校・清水口小学校・南山小学校・大山口小学校・七次台小学校・池の上小学校・桜台小学校）</li> <li>・中学校（白井中学校・南山中学校・大山口中学校・七次台中学校・桜台中学校）</li> </ul>

※指定管理者を導入している施設についても、取組みの対象とします。

## 6. 本実行計画において対象とする温室効果ガス

本実行計画の市が対象とする温室効果ガスは、以下に示す3種類の温室効果ガス総排出量の削減を進めます。

(1) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

(2) メタン (CH<sub>4</sub>)

(3) 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

なお、法律で対象となる温室効果ガスは、下表に示す6種類となっています。

ガスの種類	主な人為的排出源等
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気、ガス等の使用や、化石燃料の燃焼などに伴い排出
メタン (CH <sub>4</sub> )	主に自動車の走行などに伴い排出
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	主に化石燃料の燃焼、自動車の走行などに伴い排出
ハイドロフルオロカーボン (HFC: 13種類)	代替フロン的一种で、主に冷媒として使用され、冷蔵庫、エアコン、消火器などの使用、廃棄、漏えい事故等に伴い排出
パーフルオロカーボン (PFC: 7種類)	代替フロン的一种で、主に冷媒として使用時に排出 (平成11年5月以降、このガスを封入している製品は市販されていない)
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	主に電気機械器具などの電気絶縁ガスとして使用され、器具の使用、廃棄等に伴い排出

※ 対象となる温室効果ガスは、上記で示した6種類ですが、

- ・ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- ・パーフルオロカーボン(PFC)
- ・六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)

の3種類については、市の事務事業からは発生しないことや把握が困難なため対象から除外しています。

7. 市の事務・事業などにおける温室効果ガスの現状

7-1 温室効果ガス排出量の推移（前計画の実績）

市の温暖化対策の取組みは、第1期実行計画策定前から環境マネジメントシステムを利用し実施されており、市の事務・事業から発生する各温室効果ガスに地球温暖化係数をそれぞれ乗じた和を温室効果ガス排出量とした結果を表しています。

○温室効果ガス排出量の推移

(単位: kg-CO<sub>2</sub>)

	1998年度 (平成10年度)	1999年度 (平成11年度)	2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)
排出実績	1,507,776	1,556,436	1,547,362	1,668,715	1,743,067	1,651,124
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	
排出実績	1,782,482	1,735,424	1,522,411	1,697,018	1,664,959	

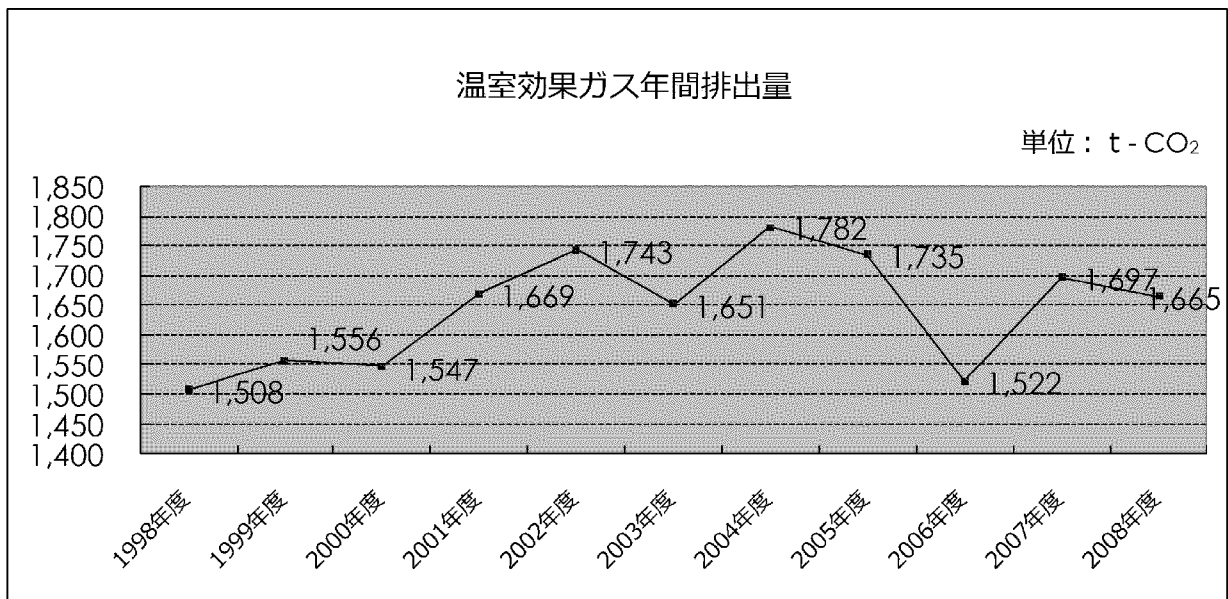
排出実績の対象とした施設は、本庁舎、保健福祉センター、福祉センター、清水口保育園、南山保育園、桜台保育園、白井運動公園、西白井複合センター、白井駅前センター、公民センター、桜台センター、学習等共用施設、学校給食共同調理場、中央公民館、高齢者就労指導センターです。

2001年度；保健福祉センター竣工（10月）

2003年度；夏場の電気・ガスの使用量が大幅減

2006年度；2施設電気量を含めず

2008年度；1施設電気量及び庁用車等廃車のため減





## 7-2 基準年度における使用量等

市における事務・事業（自動車を含む）に伴う、本実行計画対象の温室効果ガスの基になる使用量の現状については、以下の項目ごとに示すとおりで、前計画に小・中学校、文化センターなどを加え、項目の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出合計が基準年度2008年度（平成20年度）使用量温室効果ガス排出量4,310,590kg-CO<sub>2</sub>となります。

### 1) 二酸化炭素

#### 燃料使用に伴う二酸化炭素の排出

区 分	2008年度使用量	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量
ガソリン	31,895.0 ℓ	2.32kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	73,996kg-CO <sub>2</sub>
灯 油	47,955.0 ℓ	2.49kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	119,408kg-CO <sub>2</sub>
軽 油	5,326.0 ℓ	2.62kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	13,954kg-CO <sub>2</sub>
A重油	38,300.0 ℓ	2.71kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	103,793kg-CO <sub>2</sub>
都市ガス	425,453m <sup>3</sup>	2.08kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	884,942kg-CO <sub>2</sub>
液化石油ガス (LPG)	1,545kg	3.00kg-CO <sub>2</sub> /kg	4,635kg-CO <sub>2</sub>
電 気	5,603,328kWh	0.56kg-CO <sub>2</sub> /kWh	3,109,847kg-CO <sub>2</sub>
排 出 量 計			4,310,576kg-CO <sub>2</sub>

### 2) メタン

#### 自動車の走行に伴うメタンの排出

自動車の種類	2008年度走行距離	排出係数	CH <sub>4</sub> 排出量
ガソリンを燃料とする乗用車	87,935km	0.000010kg-CH <sub>4</sub> /km	0.88kg-CH <sub>4</sub>
ガソリンを燃料とする軽自動車	31,141km	0.000010kg-CH <sub>4</sub> /km	0.31kg-CH <sub>4</sub>
ガソリンを燃料とする小型貨物車 (トラック/ライトバン)	136,096km	0.000015kg-CH <sub>4</sub> /km	2.04kg-CH <sub>4</sub>
ガソリンを燃料とする軽貨物車	90,503km	0.000011kg-CH <sub>4</sub> /km	1.00kg-CH <sub>4</sub>
ガソリンを燃料とする 特殊用途車（消防団車輛など）	14,613km	0.000035kg-CH <sub>4</sub> /km	0.51kg-CH <sub>4</sub>
軽油を燃料とするバス	10,425km	0.000017kg-CH <sub>4</sub> /km	0.18kg-CH <sub>4</sub>
軽油を燃料とする 特殊用途車（消防団車輛）	1,013km	0.000013kg-CH <sub>4</sub> /km	0.01kg-CH <sub>4</sub>
排 出 量 計			4.93kg-CH <sub>4</sub>

※2009年（平成21年）3月末所有自動車について算出しています。

### 3) 一酸化二窒素

#### 自動車の走行に伴う一酸化二窒素の排出

自動車の種類	2008年度 走行距離	排出係数	N2O 排出量
ガソリンを燃料とする乗用車	87,935 km	0.000029 kg -N2O/km	2.55 kg-N2O
ガソリンを燃料とする軽自動車	31,141 km	0.000022 kg -N2O/km	0.69 kg-N2O
ガソリンを燃料とする小型貨物車 (トラック/ライトバン)	136,096 km	0.000026 kg -N2O/km	3.54 kg-N2O
ガソリンを燃料とする軽貨物車	90,503 km	0.000022 kg -N2O/km	1.99 kg-N2O
ガソリンを燃料とする 特殊用途車 (消防車など)	14,613 km	0.000035 kg -N2O/km	0.51 kg-N2O
軽油を燃料とするバス	10,425 km	0.000025 kg -N2O/km	0.26 kg-N2O
軽油を燃料とする 特殊用途車 (消防車)	1,013 km	0.000025 kg -N2O/km	0.03 kg-N2O
排 出 量 計			9.56 kg-N2O

※2009年(平成21年)3月末所有自動車について算出しています。

#### 7-3 基準年度における施設別・温室効果ガスの種類別排出状況

温室効果ガス		2008年 度二酸化炭 素(kg-CO <sub>2</sub> )	2008年度 メタン (kg-CH <sub>4</sub> )	2008年度 一酸化二窒素 (kg -N <sub>2</sub> O)	計	構成比 (%)	
庁 舎 系	本庁舎	792,266	3.27	6.39	792,275.66	44.2	100.0
	保健福祉センター	246,943	1.27	2.48	246,946.75	13.8	
	福祉施設	198,347	—	—	198,347.00	11.1	
	出先機関	377,076	0.01	0.03	377,076.04	21.0	
	保育園	177,118	0.13	0.23	177,118.36	9.9	
	小 計	1,791,750	4.68	9.13	1,791,763.81	41.6	
教 育 施 設 系	文化センター	632,759	0.05	0.08	632,759.13	25.1	100.0
	出先機関	81,681	0.04	0.09	81,681.13	3.2	
	学校給食共同調理場	353,581	0.05	0.10	353,581.15	14.0	
	小・中学校	1,288,396	—	—	1,288,396.00	51.2	
	社会体育施設	154,845	—	—	154,845.00	6.2	
	その他	7,564	0.11	0.16	7,564.27	0.3	
小 計	2,518,826	0.25	0.43	2,518,826.68	58.4		
計	4,310,576	4.93	9.56	4,310,590.49	100.0		

## 第2章 目 標

### 1. 温室効果ガス削減目標

市の事務・事業などにおける温室効果ガスの排出量は、最新のデータである2008年度（平成20年度）の活動量を調査し、算出しました。

2008年度（平成20年度）における市の温室効果ガス排出量及び削減目標は、以下のとおりです。

また、各温室効果ガス排出係数は、現時点で最新の政令で定められた2006年度（平成18年度）の排出係数を用いて算出しています。

温室効果ガスの総排出量を

2008年度（平成20年度）を基準に

2014年度（平成26年度）までに5%削減します。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

温室効果ガス総 排出量	2008年度（平成20年度） 〈基準年度〉	2014年度（平成26年度） 〈目標年度〉
排出量	4,310,590 kg-CO <sub>2</sub>	4,095,061 kg-CO <sub>2</sub>

5%削減

※全施設等を対象とするため、前章7-1で示した基準年度の温室効果ガス総排出量の数値と異なります。

温室効果ガス総排出量は、3種類のガス排出量に、各ガスの地球温暖化係数を乗じ、合算をしています。

#### 【目標値の考え方】

前計画までは、市の環境マネジメントシステムを活用し、個別施策目標を立て、温室効果ガスの排出量の削減に取り組んできましたが、市の環境マネジメントシステムについては、教育施設や指定管理の施設について適用を除外し、温室効果ガスの測定を行っていませんでした。

今計画の数値については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2の規定による温室効果ガス算定排出量の報告にも使用し、今まで取組み対象でなかった施設等について、新たに取組む事を考慮し、1年1%を目標に5年間で5%の目標値を設定しました。

※削減目標は、現有施設等を対象としていますが、新設施設に対しては、可能な限り温室効果ガス排出抑制の推進を図るよう努め、施設建設や車輛などの新規導入の際においては、環境に十分配慮した仕様とします。

また、基準年度（2008年度）以前の既存の測定数値には新たな対象施設が入っていないため2008年度（平成20年度）を基準年度とします。

## 2. 温室効果ガス排出量削減に向けた個別目標

温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向け、以下の個別目標を（全庁共通）を設定します。

### （1）電気使用量

電気は、発電時において大量の化石燃料を使用し、二酸化炭素を排出するとともに、資源の枯渇に影響することから、不要な照明の消灯や、OA機器、空調設備などの電源をこまめに切り、市の施設の電気使用量を、2008年度（平成20年度）比で、以下のとおり削減することを目標とします。

2008年度（平成20年度）を基準として6%削減することを目標とする。

活動項目	2008年度（平成20年度） 〈基準年度〉	2014年度（平成26年度） 〈目標年度〉
電気使用量（kwh）	5,603,328	5,267,128

### （2）燃料使用量

燃料は、燃焼することで温室効果ガスを排出することから、不要なアイドリングをしない・エコドライブの徹底、冷暖房時の適正な温度管理など、市の施設及び庁用自動車で使用する燃料（①ガソリン ②灯油 ③軽油 ④A重油 ⑤液化石油ガス（LPG） ⑥都市ガス）の使用量を、2008年度（平成20年度）比で、それぞれ以下のとおり削減することを目標とします。

#### ①ガソリン使用量

2008年度（平成20年度）を基準として12%削減することを目標とする。

活動項目	2008年度（平成20年度）	2014年度（平成26年度）
ガソリン使用量（ℓ）	31,895	28,067

#### ②灯油使用量

2008年度（平成20年度）を基準として5%削減することを目標とする。

活動項目	2008年度（平成20年度）	2014年度（平成26年度）
灯油使用量（ℓ）	47,955	45,557

※小・中学校の暖房と福祉センター浴槽用燃料

③軽油

2008年度（平成20年度）を基準として8%削減することを目標とする。

活動項目	2008年度（平成20年度）	2014年度（平成26年度）
軽油使用量（ℓ）	5,326	4,899

※教育号・マイクロバス燃料

④A重油使用量

2008年度（平成20年度）を基準に使用料を抑制する。

活動項目	2008年度（平成20年度）	2014年度（平成26年度）
A重油使用量（ℓ）	38,300	38,300

※小・中学校の暖房用燃料

⑤液化石油ガス（LPG）使用量

2008年度（平成20年度）を基準に使用料を抑制する。

活動項目	2008年度（平成20年度）	2014年度（平成26年度）
液化石油ガス使用量（kg）	1,545	1,545

※各施設、小学校の家庭科室用燃料

⑥都市ガス使用量

2008年度（平成20年度）を基準として2%削減することを目標とする。

活動項目	2008年度（平成20年度）	2014年度（平成26年度）
都市ガス使用量（m <sup>3</sup> ）	425,453	416,943

※各施設、小・中学校の冷暖房と給食用（桜台小・中学校）燃料

### 第3章 排出抑制するための直接的な取組み事項

#### 1. 取組みのための実施事項

○温室効果ガスの排出抑制のために

##### ◇省エネルギーの推進

- ・電気スイッチをこまめに切ります。(昼休み、未使用の部屋、トイレ、廊下、OA機器等) また、卓上OA機器等は、長時間使用しない時は、スイッチを切ります。
- ・残業時の事務室の照明は必要最小限とします。
- ・荷物搬送を除き、極力階段を使用し、エレベーターの使用を控えます。
- ・冷暖房の温度管理(温度設定冷房28℃、暖房20℃)・浴槽等の運転管理を徹底します。
- ・市外出張時は、公共交通機関を可能な限り利用します。
- ・駐車する場合や始動時の不要なアイドリングを行いません。
- ・自動車使用に際してのエコドライブを徹底します。
- ・定期的にタイヤ空気圧等の車輻整備を行います。
- ・庁用自動車及び消防団の消防自動車の車輻更新(富塚部)の際は、グリーン購入法に適合した低公害車(ハイブリット自動車等)にします。
- ・照明の交換やOA機器等を導入する際は、省エネルギー型(蛍光灯・LED照明等)の機種とします。
- ・施設建設((仮称)第一地区コミュニティセンター)や改修工事(市庁舎、小・中校舎・体育館)には、省エネルギー型(蛍光灯・LED照明等・空調等)の機器を導入します。

## 第4章 排出抑制するための間接的な取組み事項

### 1. 取組みのための実施事項

#### ○温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の吸収浄化のために

##### ◇ 緑化の推進

- ・市内に残る良好な山林を保全緑地として管理推進します。

#### ○資源循環の推進のために

##### ◇ 省資源の推進

- ・片面使用済の事務用紙の有効利用や両面のコピー・印刷を徹底します。  
(事務用紙使用量を前年度基準に1%削減に努めます)
- ・洗面所、湯沸かし器、トイレ等の水を使用する際、節水を徹底します。  
(水の使用量を前年度基準に1%削減に努めます)
- ・物品などは可能な限り、エコマーク製品などグリーン購入法に適合した製品を購入します。

##### ◇ リサイクルの推進

- ・リサイクルマーケットを開催し、市民のリサイクルを推進します。

##### ◇ 廃棄物の減量・資源化の推進

- ・庁舎内等の発生するごみ（紙類や容器等）の分別を徹底します。
- ・コピー機やプリンターの使用済みトナー等の業者回収を徹底します。
- ・工事等から発生する廃棄物の資源化を推進します。
- ・工事、剪定により発生する木類の資源化を徹底します。
- ・農家から、排出される園芸用廃プラスチック処理に助成を行い、廃棄物の資源化を推進します。
- ・家庭から排出されるごみの分別を徹底するよう啓発を行い、また、事業所から排出される紙類の回収を行うことにより、廃棄物の資源化を徹底します。
- ・生ごみの堆肥化処理容器等の購入者に助成します。

##### ◇ 省エネルギーの推進

- ・環境家計簿等の活用を市民に周知し、省エネルギーを進めます。
- ・国際規格認証取得する事業者を助成します。

##### ◇ 新エネルギーの推進

- ・太陽光発電システムの導入費の一部を助成します。

◇ 公共施設の水資源の涵養を推進

- ・ 工事に際しては、雨水の地下浸透を促す工法等を検討し実施できるところから行います。



1. 推進体制

本実行計画を効率的に推進していくには、全職員が着実に取組みを進める。

取組み実施における課題、新たな取組みの検討などについて定期的な進行管理を実施していくことが必要です。本実行計画を推進していくための体制を図2に示します。

また、環境活動実行組織などの主な役割は表2のとおりです。

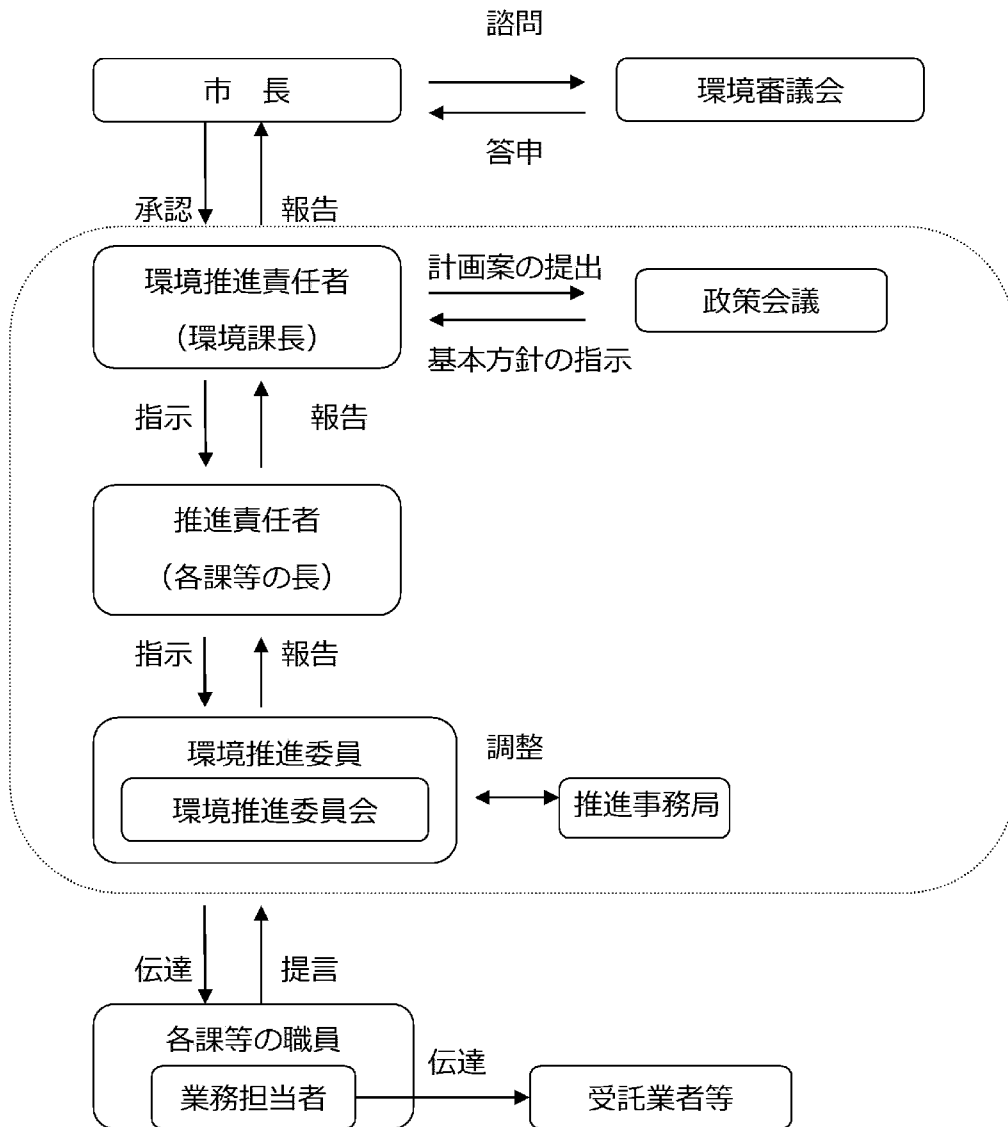


図2 推進体制

表2 各組織の主な役割

組織（役職）	主な役割・責任
市長	地球温暖化対策の最高責任者として、計画の決定・見直しを行います。
政策会議 構成 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・各部の部長	地球温暖化対策を円滑に推進するため、地球温暖化対策に係わる以下の事項について、政策会議で審議します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の変更など</li> <li>・環境推進委員会から付議された事項で、市長の見直しが必要と認められる事項</li> </ul>
環境推進責任者 （環境課長）	地球温暖化対策の実行部門の総括責任者として、計画の実施、維持及び管理を推進責任者（各課等の長）や環境推進委員及び事務局（環境課）へ必要な指示を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員からの意見・要望及び情報などを環境推進委員会で検討の結果、市長の見直しが必要と認められた事項を政策会議に付議</li> </ul>
推進責任者 （各課等の長）	実行部門の責任者として、課等における地球温暖化対策の推進に関する取組みを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況の確認</li> <li>・記録等を環境推進責任者（環境課長）への報告</li> <li>・環境推進責任者（環境課長）からの改善指示の是正措置</li> </ul>
環境推進委員 （推進責任者が各課等から1名指名）	課等における実行推進担当者として、地球温暖化対策の推進に関する取組みを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行計画の内容を職員に周知</li> <li>・実行状況の点検、把握及び評価</li> <li>・職員からの意見・要望及び情報を必要に応じ環境推進委員会に報告</li> </ul>
全職員等	取組み内容をそれぞれが実施します。
・推進事務局 （環境課）	地球温暖化対策に関する市の取組みを取りまとめ、必要な調査、検討・公表などを行います。

## 2. 職員に対する研修

### 1) 研修

本実行計画を推進していくためには、職員一人ひとりの取組みや意識の向上が重要となります。そこで、職員に対して、地球環境問題などの現状や本実行計画の内容に対する自覚や知識、技能の向上を図るため、事務局（環境課）が推進員に対して、研修を行います。

推進員は、課職員に対して研修を実施します。

また、小・中学校の教職員等に対しては、教育委員会を通じ周知します。

### 2) 情報提供

#### 実行計画書の配布

本実行計画の目的、役割、具体的取組み事項などを職員一人ひとりが理解し、取組みを推進するため、本実行計画書を全課等に配布します。

## 3. 点検・評価・公表

本実行計画の取組みの施策の効果を評価するとともに、市の事務・事業における温室効果ガス排出量の現状を今後の取組みの参考となるよう、毎年、取組み結果を点検及び評価し、広報紙、ホームページなどにより公表します。

### 1) 点検及び評価

① 各推進責任者は、所管する課等の取組み状況について、取組評価報告書に基づき確認し、評価し、環境推進責任者（環境課長）に報告します。

小・中学校の評価・報告は、教育委員会を通じて報告をします。

② 環境推進責任者（環境課長）は、各推進責任者（各課等の長）から報告された取組報告書を確認し、評価します。

③ 環境推進責任者（環境課長）は、前号の評価に基づき、必要に応じ推進委員会会議の開催又は各課等の推進責任者（各課等の長）に対し改善措置を指示します。

④ 環境推進責任者（環境課長）は、各推進責任者（各課等の長）から報告された監視・測定結果記録書を取りまとめ、年1回集計し、市長に報告します。

## 2) 公表

本実行計画の内容及び取組状況等については、次の手段を用いて職員、市民、事業者等に対して広く公表します。

- ① 広報しろい
- ② ホームページ
- ③ 環境保全活動コーナー
- ④ 白井市環境白書

## 4. 見直し

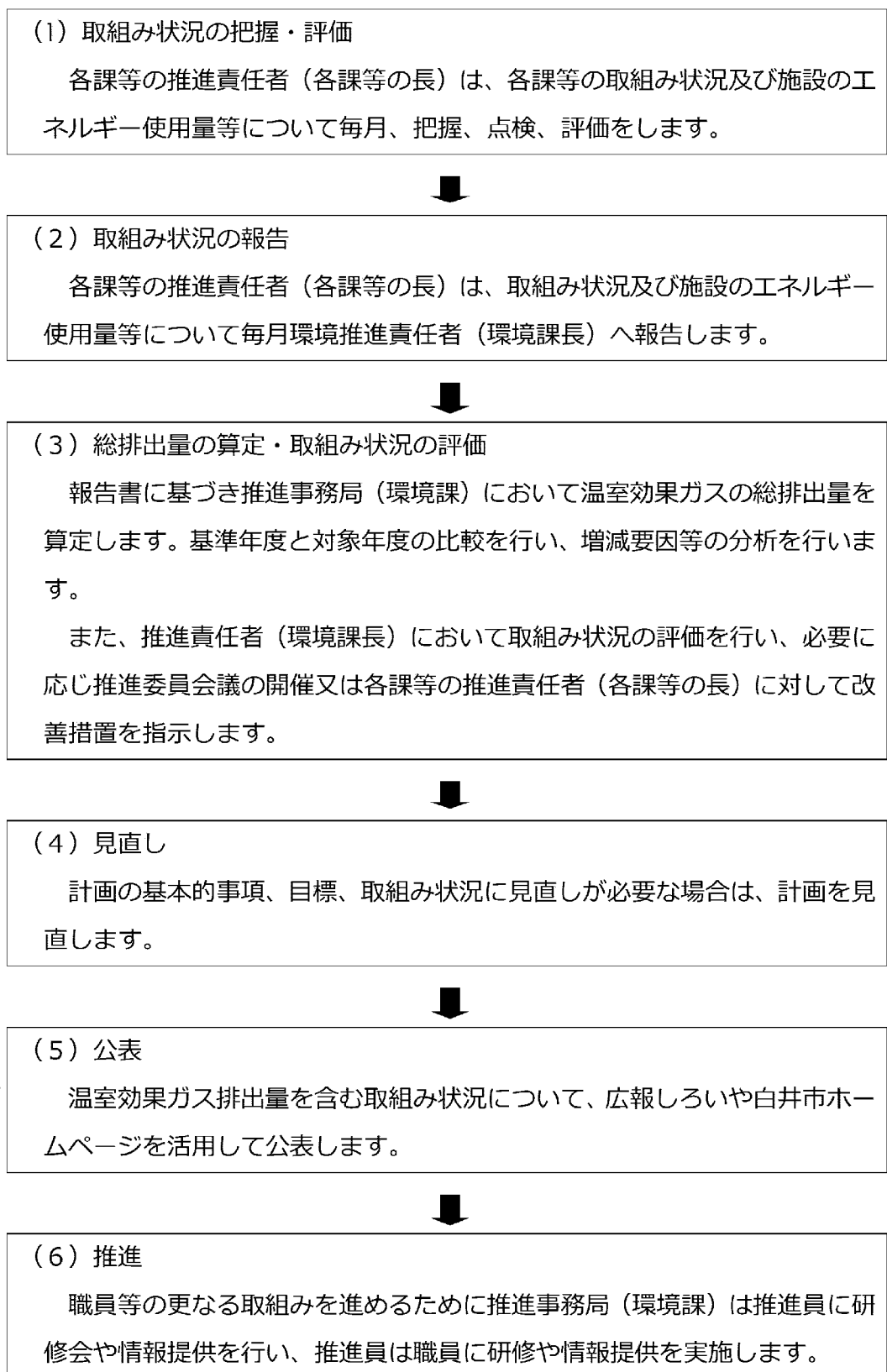
実行計画の実施状況を毎年点検し、計画を効率的に運用していくため、必要に応じて目標値や取組み事項等について、PDCA サイクル<sup>1)</sup>を活用して継続的な改善を行うこととします。

また、今実施計画の期間中に京都議定書における第1約束期間が終了するため、目標に見直しが必要となった場合は、計画期間に限らず、見直しを図ることとします。

PDCA サイクル：環境への負荷を低減するための計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、その状況の点検・対処（Check）を行うとともに、システムの見直し（Action）を行うという工程（サイクル）を継続的に繰り返し、システムの改善を図るとともに、環境への負荷を低減していくしくみです



## 5. 実行計画推進フロー図



## 第6章 市民・事業者の取組み

### 1. 市民・事業者への取組み内容

地球温暖化問題の主な原因の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は私たちの家庭生活・職場生活のありとあらゆる場面で排出されています。

市民や事業者も、以下のことを実践することで、なぜCO<sub>2</sub>削減につながるのか考えてみる必要があるであり、地球温暖化の防止に向けて、市民一人一人、ができることから地球温暖化を防止する生活を実践し、そして事業者は温室効果ガス排出量の抑制の取組みはもとより、事業活動全体が環境に配慮したものとなるように努めることが求められています。

#### ☆省エネのすすめ

家庭での電気、ガス、灯油、ガソリン、水の消費から多くのCO<sub>2</sub>が発生しています。発電のために石油を燃焼させたり、みなさんのご家庭でガス、灯油を燃焼させたり、自動車を運転してガソリンを燃焼させるといったことからCO<sub>2</sub>が発生します。

以上のことから、家庭での燃料類以外の省エネもCO<sub>2</sub>削減に重要な取組みとなります。

<p>“地球にやさしく 出掛けよう”</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ アイドリングストップをしてみよう</li> <li>☆ できるだけ電車やバスなどの公共交通機関を使って出掛けよう</li> <li>☆ トランクの荷物を降ろしてから出掛けよう</li> <li>☆ やさしいアクセル操作をしよう</li> <li>☆ タイヤの空気圧は正常に保とう</li> <li>☆ 自動車の点検をしよう</li> <li>☆ 近くへの用事は車の使用を控えよう</li> </ul>
<p>“水を大切にしよう”</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 水道の流しっぱなしに気をつけよう</li> <li>☆ お風呂の残り湯を洗濯に使おう</li> <li>☆ 米のとぎ汁は庭木にまこう</li> </ul>
<p>“省エネしながら 涼しく過ごそう”</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 冷房の温度は28℃以上を目安にしよう</li> <li>☆ 冷房のフィルターはこまめに掃除しよう</li> <li>☆ エアコンのドライモードを上手に利用しよう</li> <li>☆ 天候や時間帯に合わせて冷房使用を控えよう</li> <li>☆ エアコンの室外機は直射日光が当たらないようにしよう</li> <li>☆ 効率よく部屋を冷やそう</li> <li>☆ 昔の暮らしの知恵をまねよう</li> </ul>
<p>“効率よく暖かく”</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 暖房の設定温度は20℃以下を目安にしよう</li> <li>☆ エアコンのフィルターはこまめに掃除しよう</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ お風呂は時間を空けずに連続して入ろう</li> <li>☆ 衣服を1枚はおって、暖房の使用を少なくしよう</li> <li>☆ 天候や時間帯に合わせて、暖房使用を控えよう</li> <li>☆ 出掛ける前は早めに暖房を切ろう</li> <li>☆ 足元を暖かくしよう</li> <li>☆ 厚手、大き目のカーテンで断熱効果を高めよう</li> <li>☆ 効率よく部屋を暖めよう</li> </ul>
<p>“電気も家計も ダイエット”</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 主電源は切り、あまり使わないものはコンセントを抜こう</li> <li>☆ 冷蔵庫は整理をして、詰め込みすぎないようにしよう</li> <li>☆ 電気ポットを夜間はOFF、または魔法瓶で保温しよう</li> <li>☆ 家の中の照明は省エネタイプに替えていこう</li> <li>☆ 必要のない電力をチェックしよう</li> <li>☆ 掃除機を効率よく使おう</li> <li>☆ パソコンやゲーム機、オーディオなど使わない時は電源を切ろう</li> <li>☆ アイロンはまとめてかけよう</li> <li>☆ 環境家計簿を活用し、家庭の電気や燃料の使用量を把握し、削減に努めよう</li> <li>☆ 自然エネルギーを利用しよう</li> </ul>
	<p><b>市の支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電システムの導入費の一部を助成</li> <li>・ ホームページに地球への思いやりチェックシート（環境家計簿）の情報提供</li> <li>・ 国際規格認証取得する事業者への助成</li> </ul>

☆ゴミ減量、リサイクルのすすめ

CO<sub>2</sub>は電気、ガスなどのエネルギーの使用だけでなく、みなさんが普段何気なく使っている製品にも深く関係しています。なぜなら、製品の使用のときはエネルギーを消費していなくても、その製造・流通・廃棄の各段階を考えるとCO<sub>2</sub>が多量に発生しているからです。たとえば、ティッシュペーパーの場合だと、原料となる木材を海外から運んできて、工場で製品を製造し、みなさんの家庭まで運ばれ、最後はゴミとして運ばれます。これらの過程のすべてで多くのエネルギーが使われており、そのために多くのCO<sub>2</sub>が発生しています。

以上のことから、ゴミを減らす努力やリサイクルによる製品の循環を減らすことが重要な取組みとなります。

<p>“ゴミを減らして、リサイクル”</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 季節の変わり目で買い替える物も増えるでしょう。長く使えるものを買きましょう</li> <li>☆ マイバッグを持って買い物に出掛けよう</li> <li>☆ 商品の過剰包装は断わりましょう</li> <li>☆ ビン、カン、ペットボトル、紙などは正しく分別して、回収日に出しましょう</li> <li>☆ 生ゴミは水切りしてから出しましょう</li> <li>☆ エコマーク商品を探してみよう</li> <li>☆ リサイクルショップやフリーマーケットをのぞいてみよう</li> </ul>
	<p><b>市の支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの堆肥化处理容器等の購入者に助成</li> <li>・農家から、排出される園芸用廃プラスチック処理に助成</li> <li>・資源回収団体に助成</li> <li>・生活用品交換の情報提供</li> </ul>

☆環境にやさしい製品のすすめ

見かけは同じでも、製造するために使われるエネルギーがかなり違うものがあります。たとえば、ハウス野菜は、温室の温度を高く保つために、露地野菜よりも多くのエネルギーを必要とします。また、遠洋でとれた冷凍魚は輸送のために近海ものの魚よりも多量にエネルギーを消費します。

また、原料や製造過程において環境に配慮したものとしてエコマークやグリーンマークなどのついた製品などもあります。

同じものなら、環境にやさしい製品を積極的に利用しましょう。



法定「識別マーク」(義務表示)



紙製容器包装



アルミ缶製品



スチール缶製品



プラスチック製容器包装



ペットボトル

☆森林保護のすすめ

森林は地球温暖化の主要な原因であるCO<sub>2</sub>を吸収し、酸素を排出します。森林がなければCO<sub>2</sub>が増える一方で、私たちの生命に必要な不可欠な酸素も得られません。紙の使用量を減らしたり、牛乳パックや新聞紙をリサイクルに回すことやその再生品を使用することで森林保護に貢献することができます。

また、森林だけでなくすべての植物は、それぞれ小規模ながら同様の働きをしています。身近にある草木を大切にしましょう。

**市の支援事業**

- ・特別保全緑地事業の実施

事業概要

市内の豊かな緑を将来的に残し、市民の快適な生活環境を確保するため公共施設などと隣接する緑地を特別保全緑地として指定し、維持管理をする。

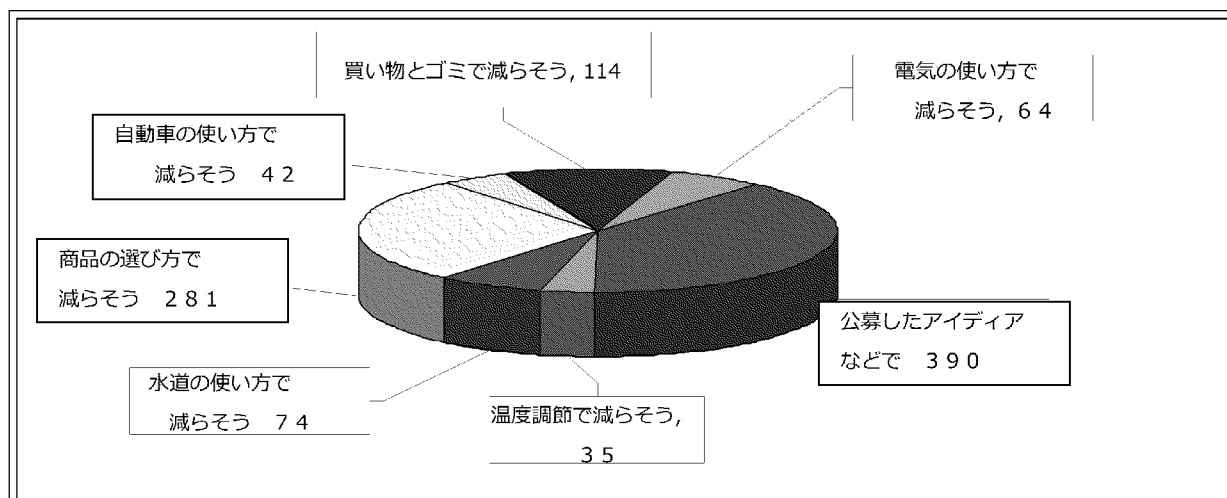
- ・里山保全事業の実施

事業概要

千葉の里山・森づくりプロジェクト事業に参画し、沢山の泉周辺の千葉県所有地を活用し、里山の保全をする。

\* 国の京都議定書 6%削減目標の達成に向けてより

単位：g



『温度調節で減らそう』 冷房 28℃、暖房 20℃にしよう	・例えば、冷房の温度を 1℃高く、冷房の温度を 1℃低く設定すると 1人 1日 で 35g の削減 (1世帯 1年間では約 33kg の削減)
『水道の使い方で減らそう』 蛇口はこまめに閉めよう	・例えば、シャワーを 1日 1分減らすと 1人 1日 で 74g の削減 (1世帯 1年間では約 69kg の削減)
『商品の選び方で減らそう』 エコ製品を選んで買おう	・例えば、身近な家電製品 (エアコン・冷蔵庫・照明) をエコ製品に買い換えると 1人 1日 で 281g の削減 (1世帯 1年間では約 262kg の削減)
『自動車の使い方で減らそう』 エコドライブをしよう	・例えば、1日 5分間のアイドリングストップを行うと 1人 1日 で 42g の削減 (1世帯 1年間では約 39kg の削減)
『買い物とゴミで減らそう』 過剰包装を断ろう ゴミをしっかりと分別しよう	・例えば、マイバッグを持ち歩き、省包装の野菜などを選ぶと 1人 1日 で 62g の削減 (1世帯 1年間では約 58kg の削減) ・例えば、ゴミの分別を徹底し、廃プラスチックをリサイクルして、焼却量を減らすと 1人 1日 で 52g の削減 (1世帯 1年間では約 48kg の削減)
『電気の使い方で減らそう』 コンセントからこまめに抜こう	・例えば、テレビなどの主電源を切り、長時間使わないときはコンセントから抜くと 1人 1日 で 64g の削減 (1世帯 1年間では約 60kg の削減)

○参考 **地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） 抜粋**

第4章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。